昭和九年（月報番號第 一 號）

No. 136

小作爭議調査表

（昭和十年七月分）

項目	内容
場所	浮羽郡姫治村大字十塩
關係人員	地主 佐藤忠夫外八名 小作人 宮崎長太郎外五五名
地主關係團体	姫治村大字十塩 地主会
原因	姫治村十塩地方は隣村に比し小作料高率なりと稱し日農浮羽郡聯合会十塩支部員は協議の上一月七日永久二割減を各関係地主に要求せしも之を拒絶されたるに因る。
發生	昭和九年一月七日
終熄	昭和十年七月二十七日
關係地種類面積	田 二十六町五反歩
小作人關係團体	日農浮羽郡聯合会 姫治村十塩支部
要求事項	小作料永久二割減額要求
經過	地主側は昭和四年に一應減額したるものにて最早減額の余地無しとし、かつ要求は不当なりとて直ちに十四日地主会を組織し結束を固む、以来地主の申立により數回に亘る調停委員会開催せしも纏らず、本年七月二十六日、二十七日の両日に亘り姫治村にて[illegible]の小作調停委員会を開催したる結果双方共左記調停案に同意し円満解決せり。
結果	調停條項 一、地主等は小作人等に對し別紙目録記載の土地を昭和十年度以降左記小作料にて小作せしむること 一等田 四俵 至 十七等 一俵 二、小作料の算定は姫治村所在の田地に付ては役場備付の土地台帳に基き土地面積中内畑、池、沼、原野のある分に付ては此の分を除き計算し又あり小作料を算出し合計の端数は四捨五入すること 但し内畑、池、沼、原野並畦畔等ある田の小作料は別に協定し実測反別に同意あるものは其の面積によること 三、従来の小作料は第一項の協定額より低額なる

財團法人 協調會福岡出張所

結果	備考
一、現行小作料七俵（三斗四升入）の外今地主より貸付せる畑一反三畝に對し小作料を二斗四升とし合計七俵二斗四升に決定 二、右小作料は事情止むを得ず翌年一月五日迄に生産検査合格米程度の米を期限内に納入すること、 三、地主は昭和九年分小作料を全免すると共に小作人に永久小作せしめ若し小作人が他に轉貸又は期限内に小作料不納することあらば直ちに土地の引上をなすことを得、以上の場合は小作人は滞納小作料を即時納入すること 四、凶作の場合は鑑定前地主に立会検見を要求し双方協議の上率を決定すべし、協定なき時は調停委員会に依頼して減免率を定め双方之に異議なきこと。	